国民健康保険制度の取組強化

(令和2年12月23日 厚労省社会保障審議会医療保険部会の資料一部抜粋)

1. 見直しの趣旨

- 国民健康保険制度は、現在、平成30年度改革が概ね順調に実施されている。引き続き、財政運営の安定 化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、国保運営方針に基づき、都道府県 と市町村の役割分担の下、更なる取組を推進することが必要。
- 特に今後の課題として、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一の議論等を進めることが重要。
- このため、以下の見直し内容について、国と地方、その他の関係者の間の調整を続け、結論が得られた事項について、法改正を含め対応を行う。

2. 見直し内容

- 法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論について、その取組を推進する観点から、都道 府県国保運営方針に記載して進める旨を位置づける。
 - (※) 国保運営方針は3年ごとの見直しを行っており、令和3年度に向けて各都道府県で現在改定作業を進めている。このため、施行時期はその次の改定年度である令和6年度とすることを検討。
- 都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する。これにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資する財政調整を可能とする。

子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入(国民健康保険制度)

(令和2年12月23日 厚労省社会保障審議会医療保険部会の資料一部抜粋)

1. 見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益(均等割・平等割)と応能(所得割・資産割)に応じて設定されている。 その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

(参考)平成27年国保法改正参•厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割 を公費により軽減する。
 - ※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額する ことから8.5割軽減となる。
- 国・地方の負担割合:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 〇 施行時期: 令和4年度(2022年度)

【軽減イメージ】

